

一般県道 砂原四方寄線（砂原工区）

環境影響評価事業実施前調査等業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1条（総則）

本特記仕様書は、「一般県道 砂原四方寄線（砂原工区）環境影響評価事業実施前調査等業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、設計業務等共通仕様書（令和6年10月熊本市）（以下「仕様書」という。）に準拠しなければならない。

第2条（法規遵守）

関係諸法規等の遵守については、違反のなきように十分注意しなければならない。

第3条（守秘義務）

受託者は、本業務に関する全ての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

第4条（TECRISの登録）

受託者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録した場合は、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから委託者にメール送信し、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第5条（疑義）

- （１）業務上において不明な点又は疑義を生じた場合は速やかに委託者の指示を受けるものとする。またその時期を失して手戻りのないように注意しなければならない。
- （２）検討及び調査の詳細については、委託者の指示に従うものとする。その他の業務上の質疑及び不明点については調査職員と協議するものとする。

第6条（管理技術者）

管理技術者は、以下の（１）、（２）のいずれかを満たす者でなければならない。

- （１）技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「建設環境」に限る。）、環境部門（選択科目を「環境影響評価」に限る。）、又は総合技術管理部門（選択科目を「建設－建設環境」または「環境－環境影響評価」に限る。）とするものに合格し同法による登録を受けている者
- （２）一般社団法人建設コンサルタント協会が認定するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）の登録（専門技術部門を「建設環境部門」に限る。）を受けている者

第7条（訂正）

業務終了後といえども、成果に誤りが合った場合は、受託者は責任を持って直ちに訂正しなければならない。

第8条（資料等の貸与）

- （１）本業務に必要な資料で委託者の所有するものについては貸与する。なお貸与された資料は受託者が責任をもって管理すること。なお、貸与された資料の返却時期については、調査職員と協議すること。なお、貸与中であっても発注者が求めた際には返却するものとする。
- （２）受託者は貸与資料について照査を行い、疑義等がある場合は調査職員と協議する

第9条（個人情報の保護）

受託者は、この契約に基づき委託されたものに当たっては、個人情報の取扱いについて、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

第10条（業務計画）

受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を提出し、委託者と打ち合わせを行うこと。業務計画書に記載する事項は以下の通りとする。

- （１）業務概要
- （２）実施方針
- （３）業務工程

- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制(緊急時含む)
- (10) 使用する主な機器
- (11) その他
- (12) 調査職員が指示するもの。

第11条（報告書の作成）

- (1) 本業務は、電子納品の対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- (2) 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）（土木編）に基づいて作成することとする。
- (3) 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R・DVD-R）で2部、印刷製本した成果品を1部提出する。なお、電子納品の対象外とした書類は、紙媒体により2部とする。
- (4) 成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
- (5) 電子検査に必要なパソコンについては原則受託者が準備することとする。受託者が準備できない場合には、別途協議する。
- (6) 成果品の提出場所は、熊本市都市建設局土木部道路整備課西環状道路推進室とする。

第12条（週報）

毎週月曜日に先週の作業報告をまとめた成果及び今週の作業予定を記した週報を提出しなければならない。週報の提出方法についてはメールを基本とする。

第 13 条（ウィークリースタンス）

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリー実施要領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取組むものとする。

第 14 条（検査）

受託者は成果品の引き渡しに当たっては期限を厳守し、かつ検査員の検査を受け入れなければならない。また、成果品の引き渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は受託者の負担において所要の訂正、又は修正を行うこと。

第 15 条（第三者の土地への立入り）

受託者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

第2章 業務内容

第1条（目的）

一般県道砂原四方寄線においては、砂原工区を含む全区間について平成11年に「地域高規格道路（仮称）熊本西環状道路環境影響評価書」（以下「評価書」という。）が策定されているが、策定から相当年数が経過しており、環境基準等の更新や周辺の土地利用状況・自然環境等が大きく変化している可能性が有る。

本業務においては、事業が環境に与える影響について適切に把握するため、熊本県環境影響評価条例及び熊本市環境影響評価条例を踏まえ、評価書における事後調査計画を前提とした調査項目等を精査することを目的とする。

また、併せて評価書に記載されている事業前実施調査のうち、一般県道砂原四方寄線（砂原工区）における未調査の項目を調査することで事業が環境に与える影響の有無を評価するにあたっての必要な資料を収集するとともに、詳細設計の基礎及び検討資料とすることを目的とする。

第2条（対象事業）

本業務の対象事業は一般県道砂原四方寄線（砂原工区）とする（以下「本事業」という。）。

第3条（履行場所）

熊本市南区砂原町地内外

※調査地点については調査職員と協議のうえ決定するものとする。

第4条（履行期間）

契約締結日～令和8年（2026年）3月31日

※熊本市議会令和8年第1回定例会において、繰越承認を得たうえで適正履行期間に変更する。適正履行期間は、契約日から令和8年（2026年）5月19日までとする。

第5条（業務内容）

（1）計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要実施方針、実施体制、業務工程等を記載した業務計画書を作成し調査職員に提出するものとする。

（２） 既存資料等の収集・整理

事後調査計画の見直しにあたり必要となる情報について、既存資料の収集・整理を行う。資料の収集にあたっては、都市計画道路 熊本西環状線における環境影響評価の経緯や道路の基本構造等の対象事業に関連する情報についても取りまとめを行うものとする。また、整理にあたっては、shape データ形式による整理も行うものとし、過去の調査地点や調査時期等について視覚的に分かりやすく取りまとめる。

（３） 有識者ヒアリング

動物・植物・水生生物について、土地の概況や生物相、対象事業による影響等を把握するため、学識者へのヒアリングを実施する。ヒアリングは項目ごとに１回（計３回）実施するものとし、対象とする学識者の選定においては発注者と協議のうえ決定するものとする。

（４） 関係機関協議

「（２）既存資料の収集・整理」及び「（３）有識者ヒアリング」の結果を基に、事後調査項目について関係部局との協議を実施する。

また、協議にあたり必要な資料についても適宜作成するものとし、協議及び資料の詳細については発注者と協議のうえ決定するものとする。

（５） 事後調査計画の精査

「（２）既存資料の収集・整理」「（３）有識者ヒアリング」「（４）関係機関協議」の結果を基に、対象事業における事後調査項目及び調査手法・調査地点・調査時期について精査・整理を実施し、今後の事後調査実施における基礎資料としてとりまとめる。

（６） 大気質調査

対象事業周辺の大気の状態を把握するため、代表する１点において窒素酸化物（NOX）、浮遊粒子状物質（SPM）、粉じん、気象（風向・風速）の調査を実施する。

調査時期は秋季・冬季・春季の３時期とし、粉じんは１か月間、その他の項目は１週間の連続観測を実施する。

ただし、粉じんについては分析まで行うこと。

また、調査位置・調査機材等については別途発注の大気質調査（夏季）の内容を踏まえ調査職員と協議のうえ決定するものとする。

(7) 大気質調査結果とりまとめ

上記の現地調査結果及び別途発注の大気質調査（夏季）の結果について取りまとめを行う。

また、周辺の大気状況の基礎資料として、地域を代表する測定局より測定結果の収集を行うものとする。

(8) 電波障害調査

対象事業周辺の電波の状況を把握するため、道路構造により発生するテレビジョン放送（放送衛星及び通信衛星によるものを含む。）の受信障害の有無を調査する。調査項目は、電界強度及びテレビ画像評価とする。調査地域は、対象事業等の実施が電波障害を及ぼすと予想される地域とする。

(9) 電波障害調査結果とりまとめ

上記の現地調査結果について取りまとめを行う。また、電波障害が予想された地域では、地形やテレビ電波の送信施設の状況の情報収集を行う。

(10) 風況予測（ビル風予測）

「(6) 大気質調査」及び「(7) 大気質調査結果とりまとめ」における風向・風速の結果をもとに、結果対象事業における道路供用後の風況の状況の予測を実施する。予測にあたっては、道路の基本構造等を踏まえ実施するものとし、面的な予測を実施するものとする。

(11) 騒音・振動予測

対象事業における道路供用後の交通騒音及び交通振動の予測を実施する。予測にあたっては、道路の基本構造や計画交通量を踏まえ実施するものとし、騒音・振動でそれぞれ2断面の予測を行う。

(12) 日照障害予測

対象事業における道路供用後の日照障害の予測を実施する。予測にあたっては、道路の基本構造等を踏まえ実施するものとし、2断面の予測を行う。

断面の構造・位置については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

(13) 電波障害予測

「(8) 電波障害調査」及び「(9) 電波障害結果とりまとめ」をもとに、結果対象事業における道路供用後の電波障害の状況の予測を実施する。予測にあたっては、道路の基本構造等を踏まえ実施するものとし、面的な予測を実施するものとする。

(14) 環境配慮対策検討（風況（ビル風）、騒音・振動、日照障害、電波障害）

上記(8)～(13)の調査・予測結果及び対象事業における道路の基本構造等を踏まえ、環境配慮対策について検討を行う。

(15) 報告書の作成

業務成果を取りまとめ、成果品を作成する。

(16) 打合せ協議

打合せ協議回数は、業務着手時、中間（2回）、納品時の計4回とする。

なお、疑義が生じた場合は、必要に応じて打ち合わせを行う。